

○菊川市多目的研修集会施設条例施行規則

平成17年1月17日規則第90号

菊川市多目的研修集会施設条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、菊川市多目的研修集会施設条例（平成17年菊川市条例第107号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可の申請)

**第2条** 条例第5条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の受付期間は、使用しようとする日の属する月の1か月前の月の初日から使用しようとする日の3日前までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可の方法)

**第3条** 条例第5条第1項の許可は、受付の順序による。ただし、使用の許可の申請が同時であった場合における使用の許可は、協議による。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公用又は公共用のために使用するとき、これを優先して許可する。

(使用の許可)

**第4条** 市長は、条例第5条第1項の許可をしたときは、使用許可証（別記様式）を申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

**第5条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) センターの使用の際、使用許可証を常に携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示すること。

(2) 許可を受けた以外の場所又は器具類を使用しないこと。

(3) 許可なくして建物その他の物件にくぎ付け、張り紙等をしないこと。

(4) 建物その他の物件を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(5) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(6) 使用を終わったときは、速やかに清掃を行い、すべてを原状に復した後、利用日誌に記入の上、係員に申し出て引き渡しをすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菊川町多目的研修集会施設の管理運営に関する規則（昭和58年菊川町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行

為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。